

令和6年度東京都立世田谷総合高等学校施設開放事業について

1 開放施設及び開放種目

開放施設	開放種目
グラウンド	少年軟式野球、サッカー、少年少女ソフトボール
テニスコート（2面）	硬式・軟式テニス

※ テニスコートの使用は開放1回につき1面とします。

2 開放日及び時間

月	日	曜日	グラウンド		テニスコート	
			午前	午後	午前	午後
5	11	土	○	○	○	○
	12	日	○	○	○	○
	18	土	○	○	○	○
	19	日	○	○	○	○
6	29	土	○	○	○	○
	30	日	○	○	○	○
10	12	土	○	○	○	○
	13	日	○	○	○	○
	14	月	○	○	○	○
	19	土	○	○	○	○
	20	日	○	○	○	○
11	30	土	○	○	○	○
12	1	日	○	○	○	○
3	1	土	○	○	○	○
	2	日	○	○	○	○

※ 午前 9:00～12:00 午後 13:00～16:00

3 団体登録及び使用の申請

施設使用を希望される団体は、以下により団体登録及び使用の申請を行ってください。

(1) 団体登録の要件

- ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
ただし、体育施設を使用する障害のある人々で構成された団体については、5名以上の団体とします。
- イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体

(2) 申請期間

令和6年2月13日（火）から令和6年3月5日（火）まで

(3) 申請方法

別紙「施設使用に関する決まり」を確認の上、下記(4)の書類を郵送（必着）又は持参

により提出してください。

※ 持参の場合は、平日の午前8時25分から午後4時55分までの時間帯に受け付けます。

(4) 申請書類

ア [施開様式2] 都立学校施設使用団体登録申請書

イ [施開様式3] 登録団体構成表

ウ [施開様式6] 都立学校開放施設使用申込書

※ 様式の電子データを学校ホームページからダウンロードしてください。

4 団体登録及び使用承認

(1) 団体登録

要件を満たしていることを確認できた団体に対し、登録証を交付します。

(2) 使用承認

申請のあった施設使用を適当と認めた場合は、使用承認書を交付します。複数の団体の使用希望日が重複する場合は、調整の上、使用団体を決定します。

5 提出・問合せ先

東京都立世田谷総合高等学校 経営企画室

〒157-0076 東京都世田谷区岡本2-9-1

電話03-3700-4771